

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第十一条 機構は、第十九条に規定する業務のほか、機構の成立の際現に事業団が建設し、又は設置している次条の規定による廃止前の雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号。以下「旧法」という。）第十九条第一項第三号の宿舍及び同項第五号の福祉施設を、厚生労働省令で定めるところにより、譲渡し、出資し又は廃止する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うものとする。</p> <p>2 機構は、第十九条及び前項に規定する業務のほか、同項に規定する宿舍及び福祉施設を同項の規定により譲渡し、出資し又は廃止するまでの間、これらの宿舍及び福祉施設について、旧法第十九条第一項第三号及び第五号に規定する業務を行うことができる。</p> <p>（第三項 略）</p> <p>4 第一項及び第二項の規定によりこれらに規定する業務が行われる場合には、第十九条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第十一条第一項及び第二項」と、第二十一条第一項中「第三項」とあるのは「第三項並びに附則第十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（附則第十一条第四項の規</p>	<p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第十一条 機構は、第十九条に規定する業務のほか、機構の成立の際現に事業団が建設し、又は設置している次条の規定による廃止前の雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号。以下「旧法」という。）第十九条第一項第三号の宿舍及び同項第五号の福祉施設を譲渡する業務を行うものとする。</p> <p>2 機構は、第十九条及び前項に規定する業務のほか、同項に規定する宿舍及び福祉施設を同項の規定により譲渡するまでの間、これらの宿舍及び福祉施設について、旧法第十九条第一項第三号及び第五号に規定する業務を行うことができる。</p> <p>（第三項 略）</p> <p>4 第一項及び第二項の規定によりこれらに規定する業務が行われる場合には、第十九条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第十一条第一項及び第二項」と、第二十一条第一項中「第三項」とあるのは「第三項並びに附則第十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（附則第十一条第四項の規</p>

定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十八条中「第三項」とあるのは「第三項並びに附則第十一条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「第十九条第三項」と、第三十八条第一項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項（附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十八条第一項第二号中「又は第三十二条」とあるのは「、第三十二条又は附則第十一条第一項」と、第四十一条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条並びに附則第十一条第一項及び第二項」とする。

定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十八条中「第三項」とあるのは「第三項並びに附則第十一条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「第十九条第三項」と、第三十八条第一項第一号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項（附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第四十一条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条並びに附則第十一条第一項及び第二項」とする。

改正案	現行
<p>（業務の委託）</p> <p>第二十三条（第一項から第七項まで 略）</p> <p>8 公庫は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第八号）第十二条第一項の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二項から第六項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>附則</p> <p>（第一項から第十二項まで 略）</p> <p>13 公庫は、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第六項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二十三條第二項から第六項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>14 前項の規定により公庫が独立行政法人雇用・能力開発機構から委託を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項、第四十七条及び第四十八条中「又は第二十七条の七第二項」とあるのは「、</p>	<p>（業務の委託）</p> <p>第二十三条（第一項から第七項まで 略）</p> <p>8 公庫は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十条（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により雇用・能力開発機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二項から第六項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>附則</p> <p>（第一項から第十二項まで 略）</p>

<p>第二十七条の七第二項又は附則第十三項」と、第三十二条の二第一項中「同条第八項」とあるのは「同条第八項若しくは附則第十三項」とする。</p>	
<p>15 (略)</p>	<p>13 (略)</p>
<p>16 (略)</p>	<p>14 (略)</p>
<p>17 政府は、附則第十五項の特別損失を埋めるため、公庫に対して、同項の表一の項に係る特別損失にあつては平成三年度から平成十二年度までの間において、同表二の項に係る特別損失にあつては平成八年度から平成十七年度までの間において、同表三の項に係る特別損失にあつては平成十年度から平成十九年度までの間において、予算の定めるところにより、交付金の交付を行うものとする。</p>	<p>15 政府は、附則第十三項の特別損失を埋めるため、公庫に対して、同項の表一の項に係る特別損失にあつては平成三年度から平成十二年度までの間において、同表二の項に係る特別損失にあつては平成八年度から平成十七年度までの間において、同表三の項に係る特別損失にあつては平成十年度から平成十九年度までの間において、予算の定めるところにより、交付金の交付を行うものとする。</p>
<p>18 公庫は、前項に規定する交付金の交付を受けたことにより生ずる利益をもつて附則第十五項の特別損失を減額して整理するものとする。</p>	<p>16 公庫は、前項に規定する交付金の交付を受けたことにより生ずる利益をもつて附則第十三項の特別損失を減額して整理するものとする。</p>
<p>19 附則第十五項の特別損失の繰越しの方法に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p>	<p>17 附則第十三項の特別損失の繰越しの方法に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p>

三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

改正案	現行
<p>（金庫の事業） 第五十八条（第一項 略） 2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 （第一号から第十二号まで 略） 十三 住宅金融公庫、国民生活金融公庫、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u>その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理 （第三項以下 略） 第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 （第一号から第十号まで 略） 十一 住宅金融公庫、国民生活金融公庫、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u>その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理 （第十二号以下 略） （第二項以下 略）</p>	<p>（金庫の事業） 第五十八条（第一項 略） 2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 （第一号から第十二号まで 略） 十三 住宅金融公庫、国民生活金融公庫、<u>雇用・能力開発機構</u>その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理 （第三項以下 略） 第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 （第一号から第十号まで 略） 十一 住宅金融公庫、国民生活金融公庫、<u>雇用・能力開発機構</u>その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理 （第十二号以下 略） （第二項以下 略）</p>

四 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）（抄）

改正案	現行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（第一項 略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新工ネルギー・産業技術総合開発機構若しくは</p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（第一項 略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新工ネルギー・産業技術</p>

運輸施設整備事業団（以下「公団等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公団等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

五 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）（抄）

改正案	現行
<p>（援護業務）</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、独立行政法人雇用・能力開発機構に、駐留軍関係離職者が事業を開始する場合において必要な資金の借入れに係る債務の保証及びこれに附帯する業務を行わせるものとする。</p> <p>（第二項 略）</p>	<p>（援護業務）</p> <p>第十八条 雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては駐留軍関係離職者の再就職の促進に関する措置がなお不十分であると認められる現状に対処するため、駐留軍関係離職者が事業を開始する場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証及びこれに附帯する業務を行うことその他駐留軍関係離職者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行う。</p> <p>（第二項 略）</p> <p>3 政府は、雇用・能力開発機構に対し、第一項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。</p> <p>4 第一項に規定する債務の保証に関する業務は、雇用・能力開発機構法第二十条及び第三十八条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十四条及び第四十条の規定の適用については、同法第二十条第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。</p> <p>5 雇用・能力開発機構法第二十一条及び第三十八条第一項（同法第二十条第一項並びに第二十一条第一項及び第二項に係る部分に限る</p>

<p>3 この法律は、平成十五年五月十六日限り、その効力を失う。ただし、この法律の失効前に第十条の二第一項又は第二項の規定による認定を受けた駐留軍関係離職者に係る当該認定の効力及び取消し並びに就職指導及び給付金並びにこの法律の失効前に開始された駐留軍関係離職者に係る第十八条第一項に規定する業務（当該業務が終了するまでの間に行われるものに限る。）に関しては、なおその効力を有するものとする。</p>	<p>。の規定は、第一項に規定する業務について準用する。</p> <p>6 雇用・能力開発機構法第二十三条第二項及び第二十五条第四項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。</p> <p>7 第一項に規定する業務は、雇用・能力開発機構法第四十一条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>3 この法律は、平成十五年五月十六日限り、その効力を失う。ただし、この法律の失効前に第十条の二第一項又は第二項の規定による認定を受けた駐留軍関係離職者に係る当該認定の効力及び取消し並びに就職指導及び給付金並びにこの法律の失効前に開始された駐留軍関係離職者に係る第十八条第一項に規定する雇用・能力開発機構の業務（当該業務が終了するまでの間に行われるものに限る。）に関しては、なおその効力を有するものとする。</p>
---	---

六 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）（抄）

改正案	現行
<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 公団等（都市基盤整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、緑資源公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業総合事業団、首都高速道路公団、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路公団をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公団等（水資源開発公団にあつては愛知用水公団、緑資源公団にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、都市基盤整備公団にあつては日本住宅公団、中小企業総合事業団にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。</p>	<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 公団等（都市基盤整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、緑資源公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業総合事業団、首都高速道路公団、雇用・能力開発機構又は阪神高速道路公団をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公団等（水資源開発公団にあつては愛知用水公団、緑資源公団にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、都市基盤整備公団にあつては日本住宅公団、中小企業総合事業団にあつては中小企業信用保険公庫、雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。</p>

七 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）（抄）

改正案	現行
<p>（連絡及び協力）</p> <p>第二十三条 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。</p> <p>（円滑な再就職の促進のための助成及び援助）</p> <p>第二十六条（第一項 略）</p>	<p>（連絡及び協力）</p> <p>第二十三条 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び雇用・能力開発機構は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。</p> <p>（円滑な再就職の促進のための助成及び援助）</p> <p>第二十六条（第一項 略）</p> <p>2 政府は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に規定する事業の全部又は一部を雇用・能力開発機構に行わせるものとする。</p>

八 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係）			
提供を受ける国の機関又は法人	（略）	提供を受ける国の機関又は法人	（略）
六十八 厚生労働省	（略）	六十八 厚生労働省	（略）
六十九 厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十九 厚生労働省又は雇用・能力開発機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
事務		事務	

(略)

(略)

(略)

(略)

九 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>別表第一（第二条関係） （第一号から第十三号まで 略） 十四 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第 号） （第十五号以下 略）</p>	<p>別表第一（第二条関係） （第一号から第十三号まで 略） 十四 雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号） （第十五号以下 略）</p>

十 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（職業訓練の実施に関する計画）</p> <p>第十五条の七 国が設置する公共職業能力開発施設を行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。</p>	

十一 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）（抄）

改正案	現行
<p>（職業訓練に関する啓もう宣伝等）</p> <p>第十一条 国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行う等必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>附則</p> <p>（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例に係る配慮）</p> <p>2 独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第 号）附則第四条第一項第十二号の規定により同号に規定する福祉施設のうち勤労青少年に係るもの設置及び運営を行うときは、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならない。</p>	<p>（職業訓練に関する啓もう宣伝等）</p> <p>第十一条 国、都道府県及び雇用・能力開発機構は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行う等必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>附則</p> <p>（雇用・能力開発機構の業務の特例に係る配慮）</p> <p>2 雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第十一条第二項の規定により同項に規定する福祉施設のうち勤労青少年に係るもの設置及び運営を行うときは、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならない。</p>

十二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（関係機関等の責務） 第二十五条 職業安定機関、地方公共団体及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならない。</p> <p>（第二項略）</p>	<p>（関係機関等の責務） 第二十五条 職業安定機関、地方公共団体及び雇用・能力開発機構は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならない。</p> <p>（第二項略）</p>

十三 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）

改正案	現行
<p>（勤労者財産形成助成金等）</p> <p>第八条の二 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に次の業務を行わせるものとする。</p> <p>（第一号以下 略）</p> <p>（機構の行う勤労者財産形成持家融資）</p> <p>第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。</p> <p>（第一号以下 略）</p> <p>（第二項以下 略）</p> <p>（機構の行う教育融資等）</p> <p>第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。</p> <p>（第一号以下 略）</p> <p>（第二項 略）</p> <p>（勤労者財産形成持家融資等の原資）</p> <p>第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の行う第十条第</p>	<p>（勤労者財産形成助成金等）</p> <p>第八条の二 雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（第一号以下 略）</p> <p>（機構の行う勤労者財産形成持家融資）</p> <p>第九条 機構は、雇用・能力開発機構法第十九条及び前条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（第一号以下 略）</p> <p>（第二項以下 略）</p> <p>（機構の行う教育融資等）</p> <p>第十条の三 機構は、雇用・能力開発機構法第十九条並びに第八条の二及び第九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>（第一号以下 略）</p> <p>（第二項 略）</p> <p>（勤労者財産形成持家融資等の原資）</p> <p>第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の行う第十条第</p>

一項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第 号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、住宅金融公庫法第二十七条の二第一項、第五項又は第六項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

一項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための雇用・能力開発機構法第二十七条第一項の規定に基づく借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、住宅金融公庫法第二十七条の二第一項、第五項又は第六項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

(資金の調達)

第十二条 (第一項及び第二項 略)

3 機構又は住宅金融公庫は、独立行政法人雇用・能力開発機構法又は住宅金融公庫法の定めるところにより、第一項の資金の調達の事務の全部又は一部について金融機関等、生命保険会社等若しくは損害保険会社又はこれらの団体に対し必要な委託をすることができる。

(機構が行う事業主団体への助成)

第十四条の三 厚生労働大臣は、機構に、払込代行契約及び前条の委託に関する業務に関して、その普及を図るため、当該業務を行う法人である事業主団体に対し、政令で定めるところにより、必要な助成を行わせるものとする。

第十八条 削除

(資金の調達)

第十二条 (第一項及び第二項 略)

3 機構又は住宅金融公庫は、雇用・能力開発機構法又は住宅金融公庫法の定めるところにより、第一項の資金の調達の事務の全部又は一部について金融機関等、生命保険会社等若しくは損害保険会社又はこれらの団体に対し必要な委託をすることができる。

(機構が行う事業主団体への助成)

第十四条の三 機構は、雇用・能力開発機構法第十九条並びに第八条の二、第九条及び第十条の三に規定する業務のほか、払込代行契約及び前条の委託に関する業務に関して、その普及を図るため、当該業務を行う法人である事業主団体に対し、政令で定めるところにより、必要な助成を行う。

(機構の業務に関する監督等)

第十八条 厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、機構に対し、第八条の二及び第十四条の三の業務(以下この条において「助成金等業務」という。)に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 雇用・能力開発機構法第二十一条及び第三十八条第一項(同法第二十一条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、助成金等業務について準用する。

3 雇用・能力開発機構法第二十三条第二項及び第二十五条第四項の規定は、助成金等業務については、適用しない。

4 第二項において準用する雇用・能力開発機構法第二十一条第一項の規定は、同法第四十一条第一号の規定の適用については同法の規定と、助成金等業務は、同法第四十一条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、第一項の規定による厚生労働大臣の命令は、同法第四十一条第五号の規定の適用については同法第三十二条第二項の規定による厚生労働大臣の命令とみなす。

5 前各項の規定並びに雇用・能力開発機構法第二十条並びに第三十八条第一項（同法第二十条第一項に係る部分に限る。）及び第二項の規定は第九条第一項及び第十条の三第一項第二号の業務について、前各項の規定並びに同法第二十条及び第三十八条第一項（同法第二十条第一項に係る部分に限る。）の規定は第十条の三第一項第一号の業務について準用する。

6 前項において準用する雇用・能力開発機構法第二十条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十四条及び第四十条の規定の適用については同法第二十条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、前項において準用する同法第二十条第一項の規定は、同法第四十一条第一号の規定の適用については同法の規定とみなす。

附 則

（勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置）

第二条 （第一項 略）

2 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが

（勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置）

第二条 （第一項 略）

2 機構は、雇用・能力開発機構法第十九条並びに第八条の二、第九条、第十条の三及び第十四条の三に規定する業務のほか、当分の間

<p>困難である旨の申出があつたときは、当該沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第一項本文の貸付け又は第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条第一項の貸付け」とあるのは、「前条第一項の貸付け若しくは附則第二条第二項の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。</p>	<p>、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第一項本文の貸付け又は第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行うことができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条第一項の貸付け」とあるのは、「前条第一項の貸付け若しくは附則第二条第二項の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。</p> <p>3 機構が前項に規定する資金を貸し付ける業務を行う場合には、その業務を第十八条第一項に規定する助成金等業務とみなして、同条第一項から第四項までの規定を適用する。</p>
--	---

十四 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）（抄）

改正案	現行
<p>（労災勘定の歳入及び歳出） 第四条（第一項 略）</p> <p>2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。</p> <p>（第一号から第三号まで 略）</p> <p>四（略） 五（略） 六（略） 七（略）</p> <p>（雇用勘定の歳入及び歳出） 第五条 雇用勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。</p> <p>（第一号から第七号まで 略）</p> <p>八 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第十四条第三項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第 号）第十四条第三項の規定による納付金</p> <p>2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、そ</p>	<p>（労災勘定の歳入及び歳出） 第四条（第一項 略）</p> <p>2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。</p> <p>（第一号から第三号まで 略）</p> <p>四 雇用・能力開発機構への交付金 五（略） 六（略） 七（略） 八（略）</p> <p>（雇用勘定の歳入及び歳出） 第五条 雇用勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。</p> <p>（第一号から第七号まで 略）</p> <p>八 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第十四条第三項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項の規定による納付金</p> <p>2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、そ</p>

の歳出とする。

(第一号 略)

二 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金
(第三号から第八号まで 略)

附則

1 (略)

2 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二項又は第四項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第五条第一項の規定の適用については、同項第八号中「第十四条第三項」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第二項及び第四項」とする。

の歳出とする。

(第一号 略)

二 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金
(第三号から第八号まで 略)

附則

1 (略)

2 労働者災害補償保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十一号)及び失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第一百五十七号)は、廃止する。

3 労働者災害補償保険特別会計(以下「労災保険特別会計」という。)及び失業保険特別会計の昭和四十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、昭和四十七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定の歳入に繰り入れるものとする。

4 この法律の施行前に労災保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十七年度の暫定予算に基づいてした債務の負担又は支出は、政令で定めるところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定の同年度の予算に基づいてしたものとみなす。

<p>5 この法律の施行前に収納した労災保険特別会計、失業保険特別会計又は一般会計の昭和四十七年度の歳入に属する労災保険事業及び失業保険事業に係る収入は、政令で定めるところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定の歳入とみなす。</p>
<p>6 労災保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三若しくは第四十二条ただし書、旧労働者災害補償保険特別会計法第十五条又は旧失業保険特別会計法第十五条の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいてこの法律の施行前にこれらの会計においてした債務の負担又は支出は、政令で定めるところにより、それぞれ、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定に繰り越されたもの及び当該各勘定においてした債務の負担又は支出とみなす。</p>
<p>7 労災保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十六年度の出納の完結の際当該各会計に所屬する積立金の額に相当する金額は、第十八条第一項の規定により、それぞれこの会計の労災勘定又は失業勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。</p>
<p>8 労災保険特別会計又は失業保険特別会計の廃止の際当該各会計に所屬する権利義務は、政令で定めるところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定に歸屬するものとする。</p>
<p>9 前項の規定により労災勘定、失業勘定又は徴収勘定に歸屬する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ当該各勘定の歳入及び歳出とする。</p>

10 前項の規定により徴収勘定の歳入とされる収入の額に相当する金額は、第七条第一項又は第二項の規定の例により、同勘定から労災勘定又は失業勘定の歳入に繰り入れるものとし、当該繰入金は、徴収勘定の歳出とする。

11 第九条第二項又は第十一条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書又は予算に添附すべき前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表並びに前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表は、昭和四十七年度（前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表については、昭和四十八年度を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

改正案	現行
<p>（失業の認定）</p> <p>第十五条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設）の行う職業訓練（職業能力開発総合大学の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。</p> <p>（第四項 略）</p> <p>（雇用安定事業）</p> <p>第六十二条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第号）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十</p>	<p>（失業の認定）</p> <p>第十五条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設）の行う職業訓練（職業能力開発総合大学の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。</p> <p>（第四項 略）</p> <p>（雇用安定事業）</p> <p>第六十二条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 政府は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第</p>

<p>四年法律第 号)並びにこれらに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとする。</p> <p>(能力開発事業)</p> <p>第六十三条 (第一項及び第二項 略)</p> <p>3 政府は、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構法</u>及びこれに基づく命令で定めるところにより、<u>第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構</u>に行わせるものとする。</p>	<p>号)並びにこれらに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を雇用・能力開発機構及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとする。</p> <p>(能力開発事業)</p> <p>第六十三条 (第一項及び第二項 略)</p> <p>3 政府は、<u>雇用・能力開発機構法</u>及びこれに基づく命令で定めるところにより、<u>第一項各号に掲げる事業の一部を雇用・能力開発機構</u>に行わせるものとする。</p>
---	---

十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（抄）

改正案	現行
<p>（建設労働者の福祉等に関する事業）</p> <p>第九条（第一項 略）</p> <p>2 政府は、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構法</u>（平成十四年法律第九号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を<u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u>に行わせるものとする。</p> <p>（費用）</p> <p>第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額（以下この条において「一般保険料徴収額」という。）に同項第三号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業（<u>独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。</u>）で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。</p>	<p>（建設労働者の福祉等に関する事業）</p> <p>第九条（第一項 略）</p> <p>2 政府は、<u>雇用・能力開発機構法</u>（平成十一年法律第二十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を<u>雇用・能力開発機構</u>に行わせるものとする。</p> <p>（費用）</p> <p>第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額（以下この条において「一般保険料徴収額」という。）に同項第三号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業（<u>雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。</u>）で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（地域雇用開発のための助成及び援助）</p> <p>第十二条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 政府は、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第</u> <u>号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各</u> <u>号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構</u> <u>に行わせるものとする。</u></p> <p>（職業訓練に係る特別の措置）</p> <p>第十三条 国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意能力開発 就職促進地域内に居住する求職者の就職を容易にするため、同意能 力開発就職促進地域において公共職業安定所その他の関係行政機関 及び関係事業主団体等との連携の下に行う必要な職業訓練の迅速か つ効果的な実施について、特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>（第二項 略）</p> <p>（地域雇用開発のための助成及び援助）</p> <p>第十七条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 政府は、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命</u> <u>令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部</u> <u>を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。</u></p> <p>（協力）</p>	<p>（地域雇用開発のための助成及び援助）</p> <p>第十二条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 政府は、<u>雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）及び</u> <u>これに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業</u> <u>の全部又は一部を雇用・能力開発機構に行わせるものとする。</u></p> <p>（職業訓練に係る特別の措置）</p> <p>第十三条 国及び雇用・能力開発機構は、同意能力開発就職促進地域 内に居住する求職者の就職を容易にするため、同意能力開発就職促 進地域において公共職業安定所その他の関係行政機関及び関係事業 主団体等との連携の下に行う必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実 施について、特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>（第二項 略）</p> <p>（地域雇用開発のための助成及び援助）</p> <p>第十七条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 政府は、<u>雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令で定めると</u> <u>ころにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用・能力</u> <u>開発機構に行わせるものとする。</u></p> <p>（協力）</p>

第二十条 公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用機会増大促進地域、同意能力開発就職促進地域、同意求職活動援助地域及び同意高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に必要な施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(船員となろうとする者に関する特例)

第二十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員(以下「船員」という。)となろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)(中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第十一条(第十四条、第十六条及び第十八条において準用する場合を含む。)(中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監視部を含む。)(」と、前条中「公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局(運輸監視部を含む。)(及び都道府県」とする。

(第二項略)

第二十条 公共職業安定所、都道府県及び雇用・能力開発機構は、同意雇用機会増大促進地域、同意能力開発就職促進地域、同意求職活動援助地域及び同意高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に必要な施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(船員となろうとする者に関する特例)

第二十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員(以下「船員」という。)となろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)(中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第十一条(第十四条、第十六条及び第十八条において準用する場合を含む。)(中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監視部を含む。)(」と、前条中「公共職業安定所、都道府県及び雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局(運輸監視部を含む。)(及び都道府県」とする。

(第二項略)

十八 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（抄）

<p>改正案</p>	<p>第五条（第一項 略） 2 国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。</p>
<p>現行</p>	<p>第五条（第一項 略） 2 国及び雇用・能力開発機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。</p>

十九 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）
（抄）

改正案	現行
<p>（雇用安定事業等としての助成及び援助） 第七条（第一項及び第二項 略） 3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第 号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各 号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構 に行わせるものとする。</p> <p>第八条及び第九条 削除</p>	<p>（雇用安定事業等としての助成及び援助） 第七条（第一項及び第二項 略） 3 政府は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号。以下 「機構法」という。）及びこれに基づく命令で定めるところにより 、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用・能力開発機構に 行わせるものとする。</p> <p>（雇用・能力開発機構の業務） 第八条 雇用・能力開発機構は、機構法第十九条に規定する業務のほ か、この法律の目的を達成するため、認定計画に従つて、その雇用 しようとする労働者の福祉を増進するための施設（政令で定めるも のに限る。以下この項において同じ。）の設置又は整備を行う認定 組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて労働者 を雇用していないもの及びその構成員たる中小企業者の雇用する労 働者の福祉を増進するための施設の設置又は整備を行う認定組合等 に対し、その設置又は整備に要する資金を貸し付ける業務を行う。</p> <p>2 前項の規定により雇用・能力開発機構の業務が行われる場合には 、機構法第二十条第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する</p>

(独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例に係る措置)

第三条 独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第二号の規定により同号に規定する宿舎(以下「既設宿舎等」という。)の設置及び運営を行うときは、通常通勤することができる地域以外の地域から第十三条第二項の規定による募集に応じて認定組合等の構成員たる中小企業者に就職す

附則

(雇用・能力開発機構の業務の特例に係る措置)

第三条 雇用・能力開発機構は、機構法附則第十一条の規定により同項に規定する宿舎(以下「既設宿舎等」という。)の設置及び運営を行うときは、通常通勤することができる地域以外の地域から第十三条第二項の規定による募集に応じて認定組合等の構成員たる中小企業者に就職する者で、宿舎の確保を図ることが特に必要で

附則

第九条 削除

業務並びに中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(以下「中小企業労働力確保法」という。)(第八条第一項に規定する業務」と、機構法第二十一条第一項中「第十九条第一項及び第三項」とあるのは「第十九条第一項及び第三項並びに中小企業労働力確保法第八条第一項」と、機構法第二十三条第二項中「認可」とあるのは「中小企業労働力確保法第八条第一項に規定する業務に係るものを除く。」「と、機構法第二十五条第四項中「承認」とあるのは「承認」)と、機構法第三十三条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は中小企業労働力確保法」と、機構法第三十八条第二項中「同条第三項に規定する業務」とあるのは「同条第三項に規定する業務若しくは中小企業労働力確保法第八条第一項に規定する業務」と、機構法第四十一条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び中小企業労働力確保法第八条第一項」とする。

る者で、宿舍の確保を図ることが特に必要であると公共職業安定所長が認めるものに、既設宿舍等を貸与することができる。この場合においては、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第六条の規定による廃止前の旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号

）附則第十一条第三項の規定は、適用しない。

あると公共職業安定所長が認めるものに、既設宿舍等を貸与することができる。この場合においては、機構法附則第十一条第三項の規定は、適用しない。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第五章 独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等 （第三十二条）</p> <p>第五章 独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等</p> <p>第三十二条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、独立行政法人雇用・能力開発機構に次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>（第一号から第二号まで 略）</p> <p>四 第十七条第二号の職業紹介事業者に対して、介護労働安定センターが行う同号に掲げる業務の円滑な実施を促進するための当該職業紹介事業者が行う業務に関し必要な助成を行うこと。</p> <p>五 介護労働者の労働環境の改善に関する調査研究を行う者に対して、当該調査研究に関し必要な助成を行うこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>目次</p> <p>第五章 雇用・能力開発機構の業務（第三十二条）</p> <p>第五章 雇用・能力開発機構の業務</p> <p>第三十二条 雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号、次項において「機構法」という。）第十九条に規定する業務のほか、介護労働者の福祉の増進を図るため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（第一号から第二号まで 略）</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務であつて政令で定めるものを行うこと。</p>

2 前項の規定により雇用・能力開発機構の業務が行われる場合には、機構法第二十條第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「介護労働者法」という。）第三十二條第一項に規定する業務」と、機構法第二十一條第一項中「第十九條第一項及び第三項」とあるのは「第十九條第一項及び第三項並びに介護労働者法第三十二條第一項」と、機構法第二十三條第二項中「認可」とあるのは「認可（介護労働者法第三十二條第一項に規定する業務に係るものを除く。）」と、機構法第二十五條第四項中「承認」とあるのは「承認（介護労働者法第三十二條第一項に規定する業務に係るものを除く。）」と、機構法第二十八條中「第三項に規定する業務」とあるのは「第三項に規定する業務並びに介護労働者法第三十二條第一項に規定する業務」と、「同項」とあるのは「第十九條第三項」と、機構法第三十三條第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は介護労働者法と、機構法第四十一條第三号中「第十九條」とあるのは「第十九條及び介護労働者法第三十二條第一項」とする。

二十一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（抄）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（職業訓練の実施等） 第十一条 国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。</p>	<p>（職業訓練の実施等） 第十一条 国、都道府県及び雇用・能力開発機構は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。</p>

二十二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

改正案				現行			
別表第一（第二条関係）							
(略)		国民生活センター	(略)	名称	(略)	根拠法	(略)
(略)		国民生活センター 九十四号)	(略)	名称	(略)	根拠法	(略)
(略)	雇用・能力開発機構	国民生活センター	(略)	名称	(略)	根拠法	(略)
(略)	雇用・能力開発機構法 （平成十一年法律第 二十号）	国民生活センター 九十四号)	(略)	名称	(略)	根拠法	(略)

改正案	現行
<p>（独立行政法人雇用・能力開発機構による援護業務）</p> <p>第八十一条 独立行政法人雇用・能力開発機構は、沖縄の労働者の雇 用を促進し、その職業の安定を図るため、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡そ の他求職活動に関し必要な協力を行うこと。 二 沖縄の失業者に対して生活の指導を行うこと。 三 前二号に附帯する業務を行うこと。 四 前三号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及び その生活の安定に関し必要な業務を行うこと。 	<p>（雇用・能力開発機構による援護業務）</p> <p>第八十一条 雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法（平成十 一年法律第二十号）第十九条に規定する業務のほか、沖縄の労働者 の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 手帳所持者が事業を開始する場合において、必要な資金の借入 れに係る債務の保証を行うこと。 二 沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡そ の他求職活動に関し必要な協力を行うこと。 三 沖縄の失業者に対して再就職を容易にするため必要な知識及び 技能を習得させるための講習を行うこと。 四 沖縄の失業者に対して生活の指導を行うこと。 五 前各号に附帯する業務を行うこと。 六 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及び その生活の安定に関し必要な業務を行うこと。 <p>2 国は、雇用・能力開発機構に対して前項に規定する業務に要する 費用に相当する金額を交付する。</p> <p>3 第一項第一号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用・能力 開発機構法第二十条及び第三十八条第一項の規定の適用については 、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を</p>

受けた金融機関は、同法第三十四条及び第四十条の規定の適用については、同法第二十条第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4 雇用・能力開発機構法第二十一条及び第三十八条第一項（同法第二十条第一項並びに第二十一条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。この場合において、同法第三十八条第一項（同法第二十一条第一項に係る部分に限る。）中「財務大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び財務大臣」と読み替えるものとする。

5 雇用・能力開発機構法第二十三条第二項及び第二十五条第四項の規定は、第一項各号に規定する業務については、適用しない。

6 第一項各号に規定する業務は、雇用・能力開発機構法第四十一条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

附 則

（この法律の失効）

第二条 （略）

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

一	(略)	(略)
二	(略)	(略)

受けた金融機関は、同法第三十四条及び第四十条の規定の適用については、同法第二十条第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4 雇用・能力開発機構法第二十一条及び第三十八条第一項（同法第二十条第一項並びに第二十一条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。この場合において、同法第三十八条第一項（同法第二十一条第一項に係る部分に限る。）中「財務大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び財務大臣」と読み替えるものとする。

5 雇用・能力開発機構法第二十三条第二項及び第二十五条第四項の規定は、第一項各号に規定する業務については、適用しない。

6 第一項各号に規定する業務は、雇用・能力開発機構法第四十一条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

附 則

（この法律の失効）

第二条 （略）

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

一	(略)	(略)
二	(略)	(略)
三	この法律の失効前に開始さ	第八十一条

六	(略)	(略)
五	(略)	(略)
四	(略)	(略)
三	(略)	(略)

(第三項 略)

(独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の特例)

第四条 独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第 号)附則第四条第一項第二号に掲げる業務が終了するまでの間、失効前の沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。

七	(略)	(略)	れた第八十一条第一項に規定する雇用・能力開発機構の業務(当該業務が終了するまでの間に行われるものに限る。)
六	(略)	(略)	
五	(略)	(略)	
四	(略)	(略)	

(第三項 略)

(雇用・能力開発機構の業務の特例)

第四条 雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法附則第十一条第一項の規定により宿舍を譲渡するまでの間、当該宿舍について、失効前の沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。

2 雇用・能力開発機構法第二十一条及び第三十八条第一項(同法第二十一条第一項及び第二項に係る部分に限る。)(の規定は、前項に規定する業務について準用する。この場合において、同法第三十八条第一項(同法第二十一条第一項に係る部分に限る。)(中「財務大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び財務大臣」と読み替えるものとする。

3 雇用・能力開発機構法第二十三条第二項及び第二十五条第四項の

規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

4 第一項に規定する業務は、雇用・能力開発機構法第四十一条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす⁹¹

二十四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）（抄）

		別表（第二条関係）				改正案
		(略)		国民生活センター	(略)	
		別表（第二条関係）				現行
(略)		雇用・能力開発機構	国民生活センター	(略)	名称	
(略)	(略)	雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）	国民生活センター法（昭和四十五年法律第九十四号）	(略)		

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三章 援護業務（第二十三条・第三十六条）</p> <p>第二章 援護業務</p> <p>（援護業務）</p> <p>第二十三条 厚生労働大臣は、炭鉱離職者の職業及び生活の安定を図るため、独立行政法人雇用・能力開発機構に次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>（第一号から第九号まで 略）</p> <p>（第二項 略）</p> <p>（援護業務の運営）</p> <p>第二十四条（第一項及び第二項 略）</p>	<p>目次</p> <p>第三章 雇用・能力開発機構の援護業務（第二十三条・第三十六条）</p> <p>（ ）</p> <p>第三章 雇用・能力開発機構の援護業務</p> <p>（援護業務）</p> <p>第二十三条 雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第十九条に規定する業務のほか、炭鉱労働者の雇用の安定並びに炭鉱離職者の職業及び生活の安定を図るため、次の業務を行う。</p> <p>（第一号から第九号まで 略）</p> <p>（第二項 略）</p> <p>（援護業務の運営）</p> <p>第二十四条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 前条第一項第六号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用・能力開発機構法第二十条及び第三十八条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十四条及び第四十条の規定の適用については、同法第二十条第三項に規定する業務の委託を受けた受</p>

第二十五条から第三十一条まで 削除

託金融機関とみなす。

(業務方法書)

第二十五条 機構は、援護業務について、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設の運営方法
- 二 炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対して貸与する労働者用の宿舍の貸与条件
- 三 第二十三条第一項第六号に規定する債務の保証の方法
- 四 その他厚生労働省令、経済産業省令で定める事項

第二十六条から第三十一条まで 削除

(区分経理)

第三十二条 機構は、援護業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて、これを行なわなければならない。

(財務大臣との協議)

第三十五条 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第二十三条第二項の認可をしようとするときは、財務大臣と協議しなければならない。

(財務大臣との協議)

第三十五条 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第二十三条第二項若しくは第二十五条第一項の認可をしようとするとき、又は同条第二項第四号の厚生労働省令、経済産業省令を定めようとするときは、財務大臣と協議しなければならない。

(雇用・能力開発機構法の特例等)

第三十六条 援護業務及び第三十二条の規定による特別の会計に関し

第三十六条 削除



ては、雇用・能力開発機構法第二十条第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十五条第一項から第三項まで、第二十七条第一項、第二項ただし書及び第六項、第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十八条第一項（同法第四条第二項、第二十一条第一項及び第二項並びに第三十一条に係る部分を除く。）並びに第四十一条第一号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同法第二十五条第三項、第三十条及び第三十二条中「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令、経済産業省令」とする。

2 雇用・能力開発機構法第二十三条第二項及び第二十五条第四項の規定は、援護業務及び第三十二条の規定による特別の会計については、適用しない。

3 援護業務は、雇用・能力開発機構法第四十一条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。